

目次

**(対象者について)**

- Q 1 対象となる世帯を教えてください。
- Q 2 若者世帯等とは？
- Q 3 海外から引っ越した世帯は転入世帯として扱われますか？
- Q 4 市内のアパートに仮住まいして、完成後に空き家へ引っ越す場合、転入世帯として取り扱われますか？
- Q 5 事実上の婚姻関係にある男女を夫婦として取り扱いますか？

**(空き家について)**

- Q 6 対象となる空き家を教えてください。
- Q 7 空き家の証明方法を教えてください。
- Q 8 別荘やセカンドハウスは対象となりますか？
- Q 9 店舗等併用住宅は対象となりますか？
- Q 10 賃貸物件は対象となりますか？

**(リフォーム工事について)**

- Q 11 リフォームの内容は？
- Q 12 他の制度と併用できますか？

**(取得について)**

- Q 13 リフォーム工事をしなければ補助対象となりませんか？
- Q 14 空き家を相続した場合は取得の対象となりますか？
- Q 15 取得に係る費用はすべて対象となりますか？

**(申請手続きについて)**

- Q 16 申請手続きを教えてください
- Q 17 申請手続きで注意すべきことはありますか？
- Q 18 申請手続きに締め切りはありますか？
- Q 19 申請者は夫婦のうちどちらになりますか？
- Q 20 申請手数料はかかりますか？
- Q 21 補助金を現金でいただくことは可能ですか？

**(その他)**

- Q 22 補助金受領後、仕事の都合で市外に転出することになりました。問題ありますか？
- Q 23 所得制限はありますか？

## (対象者について)

Q 1 対象となる世帯を教えてください。

A 1 空き家をリフォーム工事（60万円以上の工事が対象）またはリフォーム工事して空き家を取得した若者世帯等で、今後10年以上定住する世帯が対象となります。その他、申請者が市税等を滞納していないことや、世帯員全員が暴力団員等に該当しないこと、補助金の実績報告するときに、世帯員全員が転入者又は転居者であることも要件となります。

Q 2 若者世帯等とは？

A 2 世帯員に、夫若しくは妻のいずれかが補助金の交付申請時において45歳未満である夫婦がいる世帯又は父若しくは母のいずれかが45歳未満で同居する中学生以下の子どもがいるひとり親世帯をいいます。

Q 3 海外から引っ越した世帯は転入世帯として扱われますか？

A 3 転入世帯として扱われますが、引っ越す直前に仮住まいをすると、仮住まいする地域に応じた補助金額となります。また、仮住まい地域が沼津市の場合、転入日から2年以内に補助金の交付申請をしないと転入世帯として扱われません。転入日から2年を過ぎた場合は転居世帯となります。

Q 4 市内のアパートに仮住まいして、完成後に空き家へ引っ越す場合、転入世帯として取り扱われますか？

A 4 転入者として取り扱う場合があります。転入日から2年以内に補助金の交付申請をした場合は転入世帯として扱います。

Q 5 事実上の婚姻関係にある男女を夫婦として取り扱いますか？

A 5 取り扱いません。法律上の婚姻関係にある男女を夫婦として取り扱います。

## (空き家について)

Q 6 対象となる空き家を教えてください。

A 6 過去に居住又は使用されていたことがあり、交付申請の時点において1年以上居住又は使用されていない市内の住宅（※1）または建築物（※2）であって、補助金の交付決定を受けた日以降に、売買契約又は賃貸借契約を締結し、かつ、居住用部分（玄関、居住室、台所、便所及び浴室）の床面積の合計が50平方メートルを超えるものです。なお、マンションの一室については対象外となります。

※1 一戸建ての住宅（賃貸住宅を含む。） ※2 一棟の建築物で住宅（※1）以外のもの

Q 7 空き家の証明方法を教えてください。

A 7 電気、ガス、水道などの閉栓日（使用中止日）から1年以上経過していることが確認できる書類等、対象となる空き家が1年以上使用されていないことが確認できる書類を提出していただきます。

Q 8 別荘やセカンドハウスは対象となりますか？

A 8 定住し、住民登録することが要件となりますので、対象となりません。

**Q 9 店舗等併用住宅は対象となりますか？**

A 9 居住用部分の床面積が**50平方メートル以上**であれば対象となります。店舗部分と居住用部分の面積がわかる書類を添付してください。

**Q10 賃貸物件は対象となりますか？**

A10 対象となります。交付申請後に補助金の交付決定を受けてから、賃貸借契約書を結んでいただくこととなります。空き家所有者から補助対象となるリフォーム工事を行うことについて、事前に承諾を得てから補助金の交付申請を行ってください。

#### **(リフォーム工事について)**

**Q11 リフォームの内容は？**

A11 **60万円以上の工事**で住宅の増築、改築、また、住宅の耐久性・安全性・居住性を高める工事などです。

**Q12 他の制度と併用できますか？**

A12 他の制度に基づく補助金又は奨励金の交付の対象となった工事、公共工事に係る補償金の交付の対象となった工事とは併用できません。

#### **(取得について)**

**Q13 リフォーム工事をしなければ補助対象となりませんか？**

A13 補助対象となるリフォーム工事（**60万円以上の工事**）を伴わない取得は対象外です。

**Q14 空き家を相続した場合は取得の対象となりますか？**

A14 無償譲渡や相続は取得として取り扱いません。リフォーム工事のみ対象となります。

**Q15 取得に係る費用はすべて対象となりますか？**

A15 **建物代のみ対象**となります。用地費と事務費は対象外ですので、見積書や契約書には建物代の金額が分かるように記載してください。

#### **(申請手続きについて)**

**Q16 申請手続きを教えてください**

A16 補助金の申請をご検討された段階で沼津市役所4階政策企画課移住定住相談室への事前相談が必要です。事前相談にて手続きの詳細を説明いたします。補助金の申請書類は12月末日までに提出してください。交付決定を受けた後、リフォーム工事等の契約をしていただき、工事を開始してください。リフォーム工事等が完了した後、住民票を補助対象となった空き家に異動し、3月末日までに実績報告書を提出してください。その後、市より交付額確定書を送付いたしますので、請求書をご提出いただき、お支払いとなります。なお、12月末日までに補助金の申請ができないもの、3月末日までに実績報告書が提出できないものは対象となりませんのでご注意ください。

**Q17 申請手続きで注意すべきことはありますか？**

A17 リフォーム工事契約、売買契約又は賃貸借契約を締結する前に補助金の交付申請が必要です。また、申請後、交付決定を受けてから契約していただく必要があります。**契約された後の物件は対象となりません**のでご注意ください。

**Q18 申請手続きに締め切りはありますか？**

A18 補助金の申請日の属する年度内にリフォーム工事及びそれに伴う空き家の取得が完了し、住所を異動することが条件となるため、申請は12月末日までに提出してください。

**Q19 申請者は夫婦のうちどちらになりますか？**

A19 補助対象世帯のうち、リフォーム工事契約又は売買契約等を締結する方を申請者としてください。

**Q20 申請手数料はかかりますか？**

A20 申請手数料はかかりません。

**Q21 補助金を現金でいただくことは可能ですか？**

A21 補助金の交付は、申請者の口座への振り込みのみの対応となります。

#### **(その他)**

**Q22 補助金受領後、仕事の都合で市外に転出することになりました。問題ありますか？**

A22 補助金受領後、**10年以上**補助金の交付を受けた空き家に居住できない場合、市内居住年数に応じて補助金を返納していただく必要があります。補助金を交付する際の条件となりますので、転居する場合には速やかに報告してください。

**Q23 所得制限はありますか？**

A23 所得制限は有りません。